

市民活動支援に関連する定義及び検討の方向性について

1 資料 5 1 (1) 公益的・公共的な活動

①この仮称「公益的・公共的な活動」について、よりわかりやすい名称をご提案ください。

福森委員：「社会的に意義のある、開かれた活動」

「開かれた」とは、参加の機会や活動を通じた恩恵を享受する機会が著しく制限されていないこと。

末吉委員：「貢献活動」

櫻井委員：「市民公益活動（公共を担う活動）」

酒井委員：「私的分野、公的分野で明確に区別はできないが、課題解決のために第三者からの働きかけが必要な分野に対する活動」

②この活動にあたるもの、当たらないもの、主たる目的がそうではないが、こうした活動を行う団体という3つの分類をしましたが、この分類についての御意見をお願いします。

○公益的・公共的な活動（御意見）

庄嶋委員：「第三者のため」は不要である。例えば、公益的・公共的な活動である行政活動は、税金で成り立っているが、納税者は行政サービスの受益者でもある。公益的・公共的な活動の本質は、自分が助けることもあれば、助けられることもあるという「助け合い」にあり、「第三者のため」とは言い切れない。

廣岡委員：高松市のHPで、公益とは、という解説があり、その活動が求められているか、ということと、受益の機会が開かれているか、ということが書かれています。市民活動というのは、そもそも既存の公共サービスではカバーされていないような少数または特定のニーズに基づくものが多く、公共・公益と書いてしまうと一般の市民活動をしている人たちはピンと来ないのではないのでしょうか。

福森委員：「公益」「公共」というと行政の一部として、公平で平等なサービスを提供しないといけないようなイメージを与えかねないが、「公」とはそんな規範的・崇高なものではなく、もともと「囲いのない広い屋敷」という意味なので、「開かれている」ということが大事。活動の分野や内容では特定できない。

櫻井委員：以下の傍線箇所を追記してはどうか。
地域課題、社会的問題等の解決
第三者のため
不特定かつ多数の利益の増進に寄与する
オープンかつ継続的

酒井委員：非営利事業であること
個別の課題に対して第三者からの何らかの働きかけを必要とするもの
地域の住民に対してサービスが提供されるもの。
地域住民の合意形成がなされ、サービスの受け手であるばかりではなく、参加の意思が受けられるもの
地域との協働が図られるもの

●公益活動ではない活動（御意見）

庄嶋委員：「公益活動ではない活動」の記載は不要である。広義の公益法人には宗教法人も含まれるので、宗教が公益活動でないとは言い切れない。もし記載するなら、「公益活動」の段階ではなく「市民活動」の段階で、「市民活動ではない活動」か「市民活動団体ではない団体」という形で、宗教や政治を除いた方がわかりやすい。

廣岡委員：現行のNPO法では、宗教や選挙に関しては主たる目的としなければ、それを禁じるものではないはずです。認定法人なら別ですが。

福森委員：「閉じられていること」=*private*

落合委員：利益・共益的活動→削除
（意見）「営利活動を主たる目的とするもの」に含まれるため。

櫻井委員：政治を追記することでよい。
政治：「特定の政治理念普及や政治家支援を主目的とする活動」

酒井委員：私的活動（個人の篤志は尊重するが、何らかの団体としての活動でないもの）
営利を主たる目的とするもの
宗教活動（布教を目的とするもの）

★その他（御意見）

廣岡委員：市民活動団体と定義されるものと、その他の企業や町内会自治会など、同じように地域の課題を解決するような活動をしている団体との区別は必要だと思います。あくまでも、市民活動支援指針とするならば、市民活動を支援するために、同義的に活動する他の団体とどのように連携するのか、その連携の方法を支援するというのは、市民活動団体を支援することにあたると思います。

末吉委員：小生、自治会に携わらせてもらっている者として地域が良くなれば自分もよくなる、自分の生活も良くなると思いつながりながら楽しく過ごしております。特に地域貢献活動は継続することが必要と思われれます。そのためにも事業を行うための経費をどうするかが課題となります。公益的公共的な活動、公益活動ではない活動を分けることは難しい。地域活動として行っている者はどこか活動に誇りを持ち、私益を得ることにより活動の励みとなっているようであります。

櫻井委員：蛇足になるかもしれないが、以下を注記してはどうか。

- (1) 公益的・公共的な活動を「不特定かつ多数の利益の増進に資する」と位置づけているが、特定少数の利益が間接的に社会の「公益」につながるケース（例、難病の人を支える活動）もある。
- (2) 「公益／共益／私益」、「営利／非営利」の境界は、時代や社会経済環境によって変化し、それぞれを明確に定義することは困難であり、状況の変化に応じて見直しが必要である。

(次ページに続く)

(つづき)

酒井委員：非営利事業とはいえ、持続可能な運営や経営（マネジメント）の手法は持たなければならない。

- ・きっかけは個人の思いではあっても団体として活動できる事
(一度サービスを提供してしまうとその団体のサービスを必要としている人がいる限り提供されなければならない。社会的な使命が終了したと判断される場合はその限りではない。団体として組織運営ができていることが必要。個人では何らかの支障が発生した場合サービスが停滞してしまう。また、団体でサービスを提供することにより、社会的認知度が高まり、協力が得られやすい。)
- ・地域住民の合意形成と協働の姿勢を持たなければ、持続できない。
- ・選挙及び政治活動に関しては特定の政党のみを支持する目的ではあってはならないが、活動を行っていくうえで見えてきた課題が、政治や行政に対して何等かの働きかけを必要とする（要望書、請願など）場合があり、それが公益に寄与することもあるので一概に公益的でないとは言えない。

2 資料5 1 (2) 市民活動

今後の市民活動の定義（御意見）

廣岡委員：公益活動という言葉が具体的にどのような活動を指すのかわかりにくいので、市民活動団体が行う公益活動と定義するのは現時点では難しいと思います。

福森委員：市民が社会に参画する機会であり権利。民主主義の根幹をなすもの。誰からも強制されることがない自由さがあるが、それは自らの活動に責任を持つということであり、またすべての市民活動が正しく、清貧であることではない。市民は偏向や思い込みで活動を始めることもあるし、時に間違いを犯すが、それも含めて「市民活動」と言える。また、市民活動は社会を映す鏡であり、傍観者だった市民を社会的課題の「当事者」にすることで、その解決を図ることができる。

落合委員：「市民で公益的・公共的な活動を行う団体のこと」を修正（意見）当金庫のように営利活動を目的とした企業のCSR（社会的責任）活動は公益的・公共的な活動の領域を考えられること。また「非営利団体」と記述したり、NPO法人やそれに準じる団体、町内会・自治会と狭義せず、広義の定義とした方が良いと考えます。

末吉委員：ボランティア活動は、活動するものの生活が保障されている方がいるようである。営利を得ている会社、宗教団体等から派遣されてボランティアとして扱われているようであるので、自発的に参加する者と一緒にするのが良いかご検討をお願いいたします。利益を得ても市民に貢献している活動もあると思います。

櫻井委員：「市民活動」と「公益的・公共的活動」との包含関係を明確にしてはどうか（下記）。

- (1) 「市民活動」とは、ボランティア活動をはじめ、市民が自発的・自主的・自律的に行う営利を目的としない活動であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に資することを目的とする活動（布教を目的とする宗教活動、特定の政党や候補者を支援する活動、特定の政治理念普及や政治家支援を主目的とする活動を除く）。
- (2) 「公益的・公共的市民活動」とは、「市民活動」のうち、誰に対してもオープンで、継続性があり、地域の課題や社会的問題等の解決に貢献する活動。

3 資料5 1 (3) 市民活動団体

今後の市民活動団体の定義（御意見）

廣岡委員：上記（公益活動という言葉が具体的にどのような活動を指すのかわかりにくいので、市民活動団体が行う公益活動と定義するのは現時点では難しいと思います。）に同じです。また、町内会や自治会の扱いについては、市民活動団体と同じ扱いとすることには疑問を感じています。市民活動団体と同じように、公益的な活動を行っている部分もありますが、自治会町内会は行政から別の形で支援を受けています。それを同じように支援の対象とするのであれば、町内会自治会を支援するものと、市民活動を支援するものが組織を統一し、一緒に行うべきではないかと思う。

福森委員：地域や社会に対して理想を持ち、それを達成するために集まった市民が主体となった集団。

櫻井委員：支援の対象となる市民活動団体ということであれば、この定義(案)でよいと考えるが、説明の重複を避け、さらに後段一節を移動したつぎの定義としてはどうか。

「本指針で支援の中心となる主体は、市内で活動する公益的・公共的な市民活動を行う団体を指す。狭義にはNPO法人やそれに準じる団体などを指すが、町内会・自治会も共益を目的とした活動がその範囲を拡げ、公益的な市民活動を行う場合には市民活動団体とする。」

酒井委員：市民活動団体が働きかける分野は自助、互助、共助、公助の中でそれぞれが個別に働き掛けているのではなく、実際は自助を互助や共助、公助につなげていく場合があり、共助や公助のサービスを提供する主体であることも多々ある。

市民活動団体がサービスを提供している分野というのは常にどの分野とは言えないニーズによって活動しているといっているのではないか。

市民活動団体に求められるのは、これは私たちの活動ではない、ということと明確に分野を固定するのではなく、柔軟に受け入れ、かつ、自分たちでは解決困難になった場合、どこへつなげていけばより良いサービスになっていくかという、連携力が求められる。

地域の課題を解決するために始めた活動ではあるが自主管理、自主運営を基本とする。

非営利であることは基本ではあるが、コストは明確にし、場合によってはサービスの受け手に対して、対価を請求することができる。

理事会など組織運営の為のシステムは持たなければならない。（サービスを継続的に提供していくために）

4 **資料5**【市民活動支援に関する用語の定義】について

この定義について、修正や加筆等の御意見があればご記入ください。

福森委員：用語の定義は、ウィキペディアみたいですね。

定義にこだわりすぎず、もっと根本的な理念も共有していければいいと思います。

櫻井委員：協働について、つぎのように変更してはどうか（理由は※以下に示す）。

協働：市民・事業者・市民活動団体・行政など、それぞれの主体が共通の目標を実現するために、それぞれの役割及び責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な立場に立って協力すること。

※現行定義にある「市民及び市」に限定することなく、「市民活動団体」「市民活動団体以外の主体」まで広げた方が、**資料5** 2(2)でいう支援施策に繋がるのではないか。

酒井委員：ボランティア

記載の通りで構わないが、もう少し詳しく言うと、ボランティアの範囲が広く、無償のボランティアに対して、有償ボランティアというものがここ数年出てきている。また、サービスを提供する対象によっては専門職がかかわる場合があり（国境なき医師団、キャンパス、大災害における赤十字の活動、企業のラボノなど）専門知識もない素人が容易に手を出してはいけない分野もある。ボランティア活動に関して、無償であるか、必要経費は費用弁済されるものか、活動に対して拘束された時間に対して何らかの対価が設定されるものかで、ボランティアの価値、守備範囲、サービス対象が変わるものがある。基本的には自発的な活動が求められる。また、災害時のボランティア活動においては、衣食住において自己完結が求められる。ボランティアについての概念の整理が必要。

5 **資料5** 2 検討の方向性について（1）公益的・公共的な活動の領域における市民活動団体の状況 御意見を申し上げます。

廣岡委員：ステップアップに主眼が置かれているが、市民活動で必要とされていることは新しい課題に気づき、必要とされるかたちでその課題を解決することであり、そのためには広く多様性を認める形が必要ではないでしょうか。公益的・公共的と言ってしまうと、多様性や少数、当事者からの発意などが汲み取られないと考えられてしまう可能性があると思います。

末吉委員：（事務局案に）同感です。

櫻井委員：市民活動の多様性、組織に発展段階に応じた支援施策の展開が必要であり、この方向でよいと考えています。

「多くの共感」「活動の維持・発展」については漠然としていますので、指針の中では具体化もしくは例示が必要ではないかと考えています。

- ・多くの共感： 寄附、賛同、…………
- ・活動の維持・発展： 専門性・事業性を高め、安定した活動を継続する、……

酒井委員：公益的・公益的な活動の領域の担い手として充実して活動を行うためには、地域住民をはじめとしたさまざまな公益的・公益的な機関との支持と連携力を高め、団体の活動を維持・発展させていくステップアップ支援が重要である。

市民活動団体の活動においては、活動の領域が明確でない場合があり、公共の領域で柔軟な対応が求められる場合がある。中間支援組織においては、その調整役も求められるのではないかと。市民活動において、助成金や委託事業終了後の活動の継続が課題であるが、その後こそ、その団体の真価が問われるのだとも思う。また、助成金などを得ているときからコスト意識を持ち、利用料徴収などで自立できるようなシステム作りも必要であり、利用する側もコストがかかっているという意識を持つことも求められるのでは。

6 **資料5** 2 (2) 公益的・公共的な活動の領域における市民活動団体以外の主体について 御意見ををお願いします。

廣岡委員：市民活動団体以外の活動は非常に重要であり、連携が必要とされていることはもちろんそうだと思います。支援策としては、位置づけとして別のアクターであるという認識の上で、連携を進める方法について、考える必要があると思います。

福森委員：そもそも企業や宗教団体（や行政）は社会性がなければ成り立たないので、それらの行う活動をわざわざ「公益的・公共的活動の主体」のひとつに入れることが疑問。

また、企業や宗教団体の社会貢献活動は、活動そのものは地域貢献・社会貢献だが、その企業そのもののミッション（利益を出すこと）、宗教団体のミッション（布教）を達成するための間接的な活動なので注意が必要。

その活動自体が公益であっても、市民に主体があり、市民が参加あるいは参画できる「市民性」がどの程度あるのかを判断材料にして支援を行う必要がある。

末吉委員：（事務局案に）同感です。

櫻井委員：**資料5** 2 (2) に示された「市民活動団体以外の主体が、市民活動団体と連携してこの領域で活動する場合の支援施策」については、

市民活動団体の「主体的・自律的」活動、市民活動団体以外の主体との協業（それぞれの役割及び責任の下、相互の立場を尊重し、対等な立場に立って協力）するケースでの支援施策を検討することでよいのではないか。

言い換えれば、市民活動団体と市民活動団体以外との主体が、「SOW」を明確にし、協業するケースについてのみ、支援施策を検討するということ。

また、「連携」という言葉は「協働」に置き換えた方がよいのではないか。

酒井委員：最近企業のプロボノなどが注目されており、市民活動団体との連携例が見られる。お互いの得意分野の能力を出し合って、プロジェクトを推進、展開していくものから、IT企業がホームページ作成を援助したり、経営の健全化に貢献する例が見られる。お互いの尊重と対等性を保持することが基本だと思う。

市民団体以外がこの領域で活動する際、活動の目的の確認、及び支援範囲を明確にすること。経営の状態など事前に審査、協議することは市民団体と同じ経過をとることが望ましい。また、活動の継続性（収益が出なければ撤退するものなのか、年限を設定しているものか、など）も考慮する。川崎市で活動するからには、川崎市に事務所を持つ、又は活動主体が市民であることが望ましい。

7 その他【資料5以外】

その他、第1回委員会の議事についての御意見・御提案がありましたら下記に御記入ください。

庄嶋委員：市民による公益的・公共的な活動が多様になっているなかで、ここでいう「市民活動」の占めるポジションを明確にする必要があるため、「公益的・公共的な活動」の定義から始まっているが、抽象的で難解な『指針』にならないように配慮する必要がある。今回の改訂の背景である、市民同士の相互支援に関する仕組みの拡充、町内会・自治会や事業者などとの連携の支援などを進めるためにも、「市民活動」の領域にいる以外の市民にも響く言葉で表現する必要がある。

廣岡委員：話が大きいので、ある程度委員の皆さんと共通の認識ができるように時間をかける必要はあるかと思います。

末吉委員：自治会についても取り入れていただきありがとうございます。これからの地域においてシニア等地域に参加できない方をどうするのが課題になります。今後その方々の市民活動参加の一助となることを願っております。

櫻井委員：他の委員と異なり、市民活動経験がほとんどないので、今後外的な提案・意見をするケースがあるかと考えますので、ご容赦ください。

酒井委員：初回であり、まだ様子うかがいの感がありました。回を重ねると白熱した議論になると思われます。また、せっかく時間を使って出てきている方が多数なので、万遍なく発言の機会が得られるように配慮されたい。この会議で話されたことが策定の中に反映されると思いますが、実際に活動するのは、一般の市民であることから、どのように一般の方々にご理解いただけるか、ということを丁寧に話し合われるとよいと思います。

平成 26 年 1 月 20 日(月)

第一回委員会 意見・提案書

徳田賢二

理念的な議論よりも、現実には川崎市の市民活動に関わる方々が抱えている課題解決に資するためにどうあるべきかという議論をより重視すべきと考えています。

当初の指針では世田谷区がモデルとしてありましたが、今回はそういったモデルはなく、川崎市自身がカワサキモデルを創らねばなりません。

1. 資料 5-1 (1) 公益的・公共的な活動

(1) 仮称「公益的・公共的な活動」より分かりやすい名称

『公益的・公共的な活動 = 「みんなで社会と未来をつくる活動」』

(2) 「公益的・公共的な活動（意見）」

分類は活動目的により、二カテゴリーに分けることも考えられる。

① 「公益的・公共的な活動」は、活動目的が「地域に賦存する諸問題から解決する課題を特定し、その課題を多くの人たちが共感するように働きかけ、課題解決の取組への参加を促し、その成果を地域や社会へ普及・定着させることとなっている」活動。

② 活動主体は地域社会を構成する様々な主体であり、単体で活動するほか、複数の多様な主体が連携・協力する活動もある。主体には、非営利団体、個人、企業、小中高大など教育機関、自治会など自治組織、宗教団体も含める。特に企業は「企業市民」としての側面もあり、単純に営利目的組織として区分すべきではない。同様に、教育機関も社会貢献を、教育、研究と並ぶ主要な役割と急速に位置づける状況にある。

③ 単体で活動する活動主体だけでなく、官民協働、産学連携など複数の多様な主体が連携・協力する場合の協議会、コンソーシアムなど活動主体の役割は、その活動波及効果、実践性を勘案すると、単体活動にも増して重要性はその高いものがある。狭義に「単体」として位置づけるよりも連携など含む「広義」の活動としてとらえるべきである。

④ 基本的には、「公益的・公共的な活動」か否かは、①の「活動目的」により判断されるべきものである。従って、「活動手法」は、活動期間がロングレンジになり、また多様な主体を巻き込むものとなる場合には、その持続的な継続性を担保するために、事業性の確保、活動団体の自立性が必要となる。コミュニティ(ソーシャル)ビジネスの手法は、その事業性・自立性をより確かなものとする有効な手法と見ることができる。また、非営利団体でも、全く限られた構成員の共益(例えば親睦活動)に関わる活動のみ、または含んでいる場合もある。

⑤ 「私益・共益・公益」を正確に定義区分する必要がある。

私益 private interest

共益 public(common) interest

公益 public interest

例えば、自治会、町内会などは、確かに限られた範囲の住民を対象にしたものだが、その利害関係者(ステークホルダー)はより広範なコミュニティの構成主体を含むものであり、単純に共益というよりは、公益として見るべきものと考えられる。

(補足点)

- 「公益的・公共的な活動」か否かは、その活動目的により判断する。
- 活動主体は、単体だけでなく、複数主体により構成された組織、団体をも含める。
- 活動目的・活動主体の組み合わせとして ○ 公益活動目的・活動主体(個人・非営利団体)、○公益活動目的・活動主体(企業、教育機関、共益機関など)、○非公益活動目的・活動主体(純粋な私益または共益機関)、に分けられる。

目的	主体		目的	主体
公益	非営利、個人		非公益	非営利、個人
目的	主体		目的	主体
公益	企業、教育機関、自治会・町内会など		非公益	企業、教育機関、自治会・町内会など

● 活動目的を達成するためには、その活動主体の性質により様々な活動手法(事業形態)があり得るが、事業性・具体性・波及性を担保することはいずれの活動でも同様である。活動主体がその活動目的を満たすための活動手法(事業形態)は、その活動主体の性格の差異により異なるが、いずれも会計開示などパブリックな情報公開にも堪えうるものでなければならない。

● 新たな活動手法として、コミュニティ・ビジネス、ソーシャル・ビジネスもあるが、いずれも活動目的を持続的、ロングレンジで達成するための「有効な公益活動の一形態」として、近年世界的に導入されつつあるものである。単純に企業ビジネスと同一カテゴリーに見るべきではなく、手法は一般ビジネスと同様でも活動目的が異なり、「公益的・公共的」な活動目的を持った活動カテゴリーに含めるべきものである。

● 具体的に公益的か否かを判断する際には、その社会的な波及性も考慮されるが、その場合にはステークホルダー(利害関係者)を含めて考える。

(3) 「公益活動ではない活動(意見)」

現行どおり。但し、「私益・共益的活動」に限定している非営利団体・個人もここに含まれるこ

とを明記する必要がある。

(4) 「営利、共益、宗教等の諸活動が主たる目的である団体による公益的・公共的な活動(意見)」

企業の CSR 活動は単純に本業収益活動と区分されているわけではない。より積極的な「公益的・公共的な活動」と捉えるべきである。企業の CSR を社会貢献事業と認識するのではなく、「かわさきコンパクト」が示すように企業の存在が社会的信頼と責任に基づくものになっていく企業の諸々の行動であり、それを進める経営戦略である。

例えば、鉄道事業会社であれば、本業の社会的責任の追求、例えば安全性の追求は公益性にオーバーラップしている側面がある。また、町内会、自治会などによる地域貢献活動も、主体でみれば共益的だが、目的・効果は極めて公益的であり、上記の「公益的・公共的な活動」に含めることも可能である。

2. 資料 5-2 「市民活動」

「今後の市民活動の定義」＝「市民活動団体が行う公益活動」＝「地域や社会の問題を市民の視点で特定化し、自発的に、継続的にその解決に取り組む活動で、活動成果を当事者に留まらず、社会や多くの人たちへ普及・定着させる活動。活動には、市民のボランティアによる活動のほか、社会起業家によるコミュニティ・ビジネス、ソーシャル・ビジネスもその活動目的により含まれる。」

3. 資料 5-3 「市民活動団体」

「今後の市民活動団体の定義」＝「市民の発意に拠る行動および会費や寄付等で活動するボランティアの団体で、狭義にはNPO法人やそれに準じる団体などを指す。

- ・町内会・自治会は従前の定型化された活動や構成員の親和的活動ではなく、地域の問題に自発的に継続的に取り組む場合には、市民活動団体とする。」

4. 資料 5-4 【市民活動支援に関する用語の定義】について

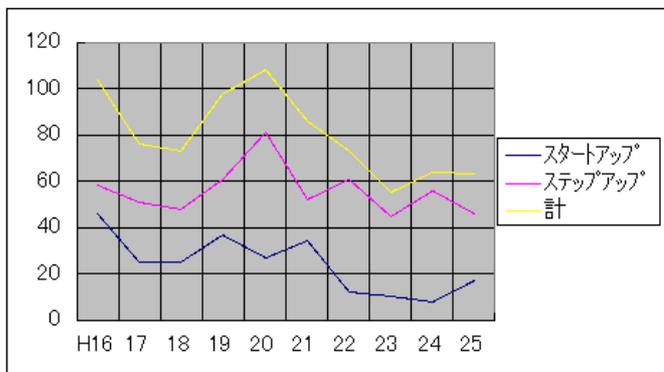
市民活動の便益を表現するには、公益（社会一般の利益、公共の利益）という漠然としたものよりも、市民の発想と視点で地域の特定された具体的な課題に向き合う活動に着目すれば、「市民益」や「地域益」が適当だと考える。

5. 資料 5-5 検討の方向性について（1）公益的・公共的な活動の領域における市民活動団体の状況

(1) 川崎市の市民活動に関連する二つのデータから

- ① NPO 数(平成 25 年) 川崎 330 横浜 1382 ⇒人口比で見ても相対的に少ない。
- ② 助成対象団体 平成 20 比 6 割 特にスタートアップ先細りである。

認知度？活動意欲減退？それとも制度的な問題か？区や他の事業との棲み分け？いずれの点に起因するものか、今後の検討を要する。市民指針の改正はこの状況を改善するものでなければならない。



(2) 市民活動団体の「業界」で世代交代が始まっている。担い手の高齢化などの理由で消滅する団体がある一方で、若い世代が従来と違う新しい感覚（社会起業家、ソーシャルビジネス、ICTやSNSの活用など）で団体を発足させている。それらは従前の市民活動団体と近いけれど違う新種である。

向こう5年間は、市民活動団体の世代交代に連動した「地殻変動」が多発すると思う。

(3) NPO法が整備され、市民活動が社会の構成員として「認知」された15年前当時、地域社会の新しい旗手である市民活動（NPO法人等）をいかに地域で盛んにするか、団体数を増やすかの観点で、関連施策が用意されました。川崎市の市民活動推進指針もその筋で策定されたと認識している。

そして、現在の市民活動に係るキーワードは、他の主体との連携と協働である。地域社会の多様な課題を解決するには、地域の個々の主体が単独で取り組むよりも、様々な主体がそれぞれの特性を生かし役割を分担し、連携・協働することで互いの力を発揮する考え方が主流になっている。NPO法人等はその一員として期待されている。市民活動は、地域社会の新しい旗手から多様な主体の一つへと位置づけが変化していると考えられる。

市民活動の多様性にも注意である。法人格のあるNPOと任意のNPO、生活圏域に根ざした小規模なNPO、広域圏や全国あるいは海外で活動するNPO、自治会・町会から生まれたNPO、特定テーマに特化したNPO、専門性を押し出すNPO、ボランティア活動に徹するNPO、ソーシャルビジネス志向のNPO、代案・提言活動に注力するNPOなど、市民活動は分化している。また、大学生や20歳代～30歳代の社会人が担い手の活動では、ビジネス志向やプロボノなどの新しい発想や、ICTを駆使するやり方で市民活動を興し、勢いをつけている。

以上のことから、地域社会における連携と協働、市民活動の多様性が、市民活動推進指針の主題となると推測する。

6. 資料5-6 (2) 公益的・公共的な活動の領域における市民活動団体以外の主体について

(1) 社会起業家の興す会社（株式会社、合同会社など）は、市民活動団体と営利企業の間
に位置する存在で、公益的・公共的な活動の領域の新たな担い手になる。

次世代に支持され続ける観点から、CSR を経営戦略に組み込む企業が規模の大小に関わらず増え、社会と共有できる社会価値の創造（CSV）を意識する企業が出現する。

それらの動きを視野に入れておくことが重要である。

(2) ソーシャルビジネスの出現に抛り、「地域や社会の問題解決に市民の視点で取り組む」市民意識を具現化する選択肢が増えたと理解している。

併せて、市民活動は市民の発意に抛る会費や寄付で成り立つボランティアの活動であり、ソーシャルビジネスは市場取引を旨とするビジネス活動であると捉え、両者の関係は例えれば「親戚」だと認識している。

近年、公的介護事業を中心にソーシャルビジネスを行う NPO 法人の数は増える傾向にあり、川崎市内でも 20 近い事例が NPO 法人である。しかし、市民活動の法人格である NPO 法人は、もともとビジネスを行うための「器」として設計されているわけではなく、どこか無理して経営をしている心証がある。

ソーシャルビジネスの個々の成長と社会への定着を考えると、株式会社や合同会社などビジネス活動に適った別の「器」を選択するほうが適当だと考える。

「地域や社会の問題解決に市民の視点で取り組む」ことを起点に、その有力な展開形態としてソーシャルビジネスを位置づけ、従前の市民活動の延長線ではなく、地域経済や産業の観点からそれを今後どう振興していくかを検討することが肝要だと考える。従前の市民活動推進指針の範疇を越え、市民こども局と経済労働局の協働領域の課題になると考える。川崎市産業振興財団や川崎商工会議所との連係を具体的に検討する時機にあると考える。

7. その他

(1) 今後の中間支援組織のあり方について

指針策定当初から比べて、高い公益性・事業性・波及性を要請されるようになっている。例えば、ソーシャル・ビジネスを展開する NPO 法人も登場している状況にある。一方では、参入へのハードルも高くなっており、潜在的な参加ニーズの掘り起こしも急務である。

そのことから、中間支援組織としては、①関係機関との連携の下でより高度化した事業リソースの円滑な提供、②活動者の運営・経営課題を伴走しつつ解決に導くハンズオンの経営指導の体制づくり、③ スタートアップ支援の機能を加える、ことが必要と考えられる。

① 事業リソースの円滑な提供

情報 経営ノウハウ → 川崎市産業振興財団、商工会議所との連携

人材 人材育成・供給・流動化 → スクラム 21、経済労働局、KS アカデミーとの連携

資金 市助成金、寄付・市民ファンド → 川信など民間金融機関との連携

場所 拠点・交流スペース → 商工会議所、大学との連携

② ハンズオンの経営指導

事業計画策定、事業運営 → 産業振興財団、KS アカデミーとの連携

③ スタートアップ支援の機能創出

創業支援機能 → スクラム 21、経済労働局、KS アカデミーとの連携

公益法人かわさき市民活動センターは、川崎市の出資による財団法人川崎ボランティアセンターを前身に「すべての領域の市民活動の中間支援組織」として位置付けられていたが、青少年施設の管理業務を市から受託した 9 年前から人員と事業の構成はそちらが主流となっている。組織名称は「市民活動センター」だが、実質は「青少年事業センター」の色彩が濃い。

同財団が、今後の市民活動推進における、中間支援機関、拠点機能の役割を果たすには、名称に相応しい人員体制の刷新及び能力開発に取り組む必要があると考える。特に NPO、市民活動団体に対するハンズオンの指導体制(例えば経済労働局の産業振興財団)が不可欠と考えられる。また、他の中間支援組織との関係を想定した機能整理も必要になると考える。